

名桜大学科学研究費補助金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）・受託研究費及びその他の学外研究費に係る旅費支給内規

（平成16年8月27日）

（目的）

第1条 この内規は、文部科学省及び財団法人学術振興会が所管する科学研究費補助金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）・受託研究費及びその他の学外研究費に係る旅費の支給について、必要な事項を定める。

（管内旅費）

第2条 沖縄本島内を旅行する場合の旅費（以下「管内旅費」という。）の支給については、別表1に掲げるとおりとする。ただし、公用車を利用した場合は、車賃を支給しない。

（有料道路の利用）

第3条 研究業務の円滑化を図るために有料道路を利用した場合は、事後に領収書を研究協力係へ届け出て清算するものとする。

（管外旅費）

第4条 沖縄本島外へ旅行する場合の旅費（以下「管外旅費」という。）の支給については、別表2に掲げるとおりとする。

2 航空賃に宿泊料が含まれる場合は、その旨旅行命令書に明記し、宿泊料は支給しないものとする。

（国外旅費）

第5条 日本国外へ旅行する場合の旅費（以下「国外旅費」という。）の支給については、別表3に掲げるとおりとする。

2 航空賃に宿泊料が含まれる場合は、その旨旅行命令書に明記し、宿泊料は支給しないものとする。

（雑則）

第6条 特別の事情によって、この規程により難しい場合は、その都度、環太平洋地域文化研究所長と関係者との間で協議するものとする。

2 この内規の改廃は、環太平洋地域文化研究所運営委員会及び教育研究審議会の議を経て、学長が行なう。

附 則

この内規は、平成16年8月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成20年5月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表 1 (管内旅費)

旅費の種類		支給額	備考	
車賃 (本学出発)	自家用車 (片道)	南部地区	2,000円(片道) 那覇市、豊見城市、糸満市、 南城市、島尻郡	
		中部地区	1,500円(片道) うるま市、沖縄市、宜野湾 市、浦添市、中頭郡	
		北部地区	500円(片道)	名護市、本部町、今帰仁村
			1,000円(片道)	国頭村、大宜味村、東村、 宜野座村、金武町、恩納村
	公用車	支給しない。		
日 当		2,200円	就業日以外に支給する。	
宿泊費		10,000円	一律	

※出発地が本学以外の場合の車賃は、本表を準用して支給する。

例) 出発地：那覇 目的地：名護 → 車賃2,000円(片道)

別表2 (管外旅費)

旅費の種類		支給額	備考
日 当		2,200円	一律
宿泊費		12,000円	一律(ホテルパックの場合は支給しない。)
航空賃		実費額	
鉄道賃		実費額	
船 賃		実費額	
車 賃	出発地 ↳ 那覇空港	出発地	自家用車(片道)
		南部地区	500円
		中部地区	1,500円
		北部地区 (本学含む)	2,000円
	公 用 車	支給しない。	
	バス利用の場合	実費額	県内及び県外
	駐 車 場	実費額	

別表3 (海外旅費)

職名	日当				宿泊料			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
教授 上級准教授	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500
准教授	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600
助教、助手	5,300	4,400	3,600	3,200	16,100	13,400	10,800	9,700